

平成 30 年度 Azure ライセンス追加 一式

仕 様 書

平成 3 1 年 1 月



独立行政法人 国立高等専門学校機構

1. 調達背景及び目的

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という）において、全国 51 国立高専（以下「高専」とする）にかかる業務システム等の共通基盤を、パブリッククラウド型サービス「Microsoft Azure」（以下「Azure」という）を用いて構築している。

本仕様書では、平成 30 年度分として契約し現在利用している Azure の、年度末までの安定運用のため、利用可能量追加の調達を行う。

2. 調達内容の要件

パブリッククラウドサービスの利用ライセンス。

「Microsoft Azure（ライセンスプログラム名：EES）」のクラウドサービスに対して、Azure Monetary Commitment を月ライセンス単位で 435 ライセンス以上を調達すること。

なお、本調達は、現在、機構にて利用している Azure の契約（平成 30 年度利用契約）に対しての利用可能量追加の手続きまで行うものとする。

利用期間は、平成 31 年 3 月 31 日 までとする。

3. 納品物

パブリッククラウドサービスのライセンス

4. 検査及び検収

機構の立ち会いのもと行われる動作確認及び納品成果物の納入をもって検収とする。

5. 機密保持

- ① 受注により知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、これを第三者に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。
- ② 受注により知り得た情報については、契約期間はもとより、契約終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- ③ 正当な理由があつてやむを得ず第三者に開示する場合、書面によって事前に承諾を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。
- ④ 機構が提供した資料は、原則として全て複製禁止とすること。但し、業務上やむを得ず複製する場合であつて、事前に書面にて機構の許可を得た場合はこの限りではない。なお、この場合にあつても使用終了後はその複製を機構本部に返納又は焼却・消去する等適切な措置をとり、機密を保持すること。

6. 損害賠償

請負者が本契約に違反して、機構が損害を被った場合には、機構は請負者に対して損害賠償を請求し、かつ、機構が適当と考える必要な措置をとることを請求できる権利を有するものとする。

7. その他

本調達の履行について疑義が生じたとき、又は本調達に伴い機構とかわす契約書に定めのない事項については、機構及び受注者の双方で協議のうえ決定すること。

以上